

2019年4月吉日

医療機関関係各位

「病院の働き方改革」懇談会のお知らせ

hrms-jp 医療人事労務マネジメント研究会

代表 社会保険労務士 河北 隆

医師の時間外労働の上限規制は当面適用猶予されたものの、医師の「働き方改革」そのものは、看護職ほかの職種の「働き方改革」と同様に待ったなしの状況であり、いわゆる「同一労働同一賃金（非正規職員の処遇是正）」の対応も本年度中の喫緊課題です。

当研究会では、「働き方改革」に取り組まれている病院職員の皆さんや、病院経営に関与されている医師・弁護士・社労士・事業会社の皆さんと一緒に、病院職員がいきいきと働ける、真の意味での「働き方改革」を進めるための懇談会を開催することとしました。

多数のご参加をお待ちしております。

## 記

### 1. 懇談会の名称

「病院の働き方改革」懇談会

### 2. 懇談会の趣旨

病院職員がいきいきと働ける、真の意味での「働き方改革」を進めるための情報&意見交換

### 3. 参加対象

「働き方改革」に取り組む病院職員、病院経営に関与する医師・弁護士・社労士・事業者等

### 4. 開催日時・場所

開催期間：2019年5月～2020年3月（毎月1回計11回開催します。）

開催時期：毎月最終金曜日の午後～夕刻を予定（参加者間で調整します。）

どの回でも（どの回からでも）ご参加可能です。

#### <第1回開催日時・場所>

2019年5月31日（金）18：00～19：30 <時間変更注意>

千葉市民会館 <場所変更注意> 4階第4会議室

<http://www.f-cp.jp/shimin/access-location/access.html>

## 5. テーマ

メインテーマ：「病院の働き方改革」

サブテーマ案：下記の中から参加者間で選択

- 働き方改革関連法のポイントとQ&A
- 医師の働き方改革（特に労働時間の取り扱い）
- 看護職の働き方改革とそれを通じた看護職の定着と確保
- 時間外労働の限度時間と上限規制への対応（36協定など）
- 短時間・有期雇用職員の処遇改善
- より柔軟な労働時間制度（フレックスタイム制など）
- 働き方改革に関する労務コンプライアンス（監督署対応など）
- その他（各病院でのお困り事・お困り事に即したテーマ）

## 6. 参加料

おひとり1回2000円を頂戴します。

## 7. 参加申込

電子メールにて下記あて「第1回懇談会へ参加」の旨ご一報下さい。＜定員次第＞

[hrms@grace.ocn.ne.jp](mailto:hrms@grace.ocn.ne.jp) 河北

## 8. 特記事項

当研究会セミナー用テキスト「病院の人事労務管理」を「病院の働き方改革」（本懇談会のベーステキスト）として大幅に改訂しました。

懇談会参加可否にかかわらず簡易製本版を『無料進呈』しますのでご希望がありましたら上記宛ご一報下さい。

＜ご参考＞テキスト「病院の人事労務管理\_病院の働き方改革」における主な改訂項目

- 1) 働き方改革関連法のポイント
- 2) 採用力の強化で「働き方改革」を実現する
- 3) 業績回復と「働き方改革」のツールとしてのMBO、医師・看護師のMBO
- 4) 医師・看護師の「働き方改革」につながる人事評価制度の設計と運用
- 5) 働き方改革のコスト\_給与費率のPDCA
- 6) 医師の「働き過ぎ方改革」～時間外勤務の上限規制への対応～
- 7) 看護職の「休み方改革」～不満解消と意欲向上のマネジメント～
- 8) 同一労働同一賃金（非正規雇用の処遇改善）への対応
- 9) 働き方改革のコンプライアンス

本稿および掲載様式は「病院の働き方改革」<https://www.hrms-jp.com/hatarakikata/>にも掲載しています。